

パート社員就業規則

株式会社北翔

目 次

第1章 総 則	1
第1条 目 的	1
第2条 パート社員の定義	1
第3条 規則遵守の義務	1
第2章 採 用	1
第4条 採 用	1
第5条 試用期間	1
第6条 採用決定者提出書類	1
第7条 身元保証	2
第8条 マイナンバーの利用目的	2
第8条の2 短時間正社員または通常の正社員への転換	2
第3章 勤 務	2
第9条 就業時間	2
第10条 休 憩	2
第11条 休 日	3
第12条 時間外労働	3
第13条 休日勤務	3
第14条 出 退 社	3
第15条 持込持出	4
第16条 欠勤・遅刻	4
第17条 早退・外出	4
第18条 公民権行使の時間	4
第4章 休暇等	4
第19条 年次有給休暇	4
第20条 時間単位での年次有給休暇	5
第21条 長期年次有給休暇の申請手続き	5
第22条 計画年休	5
第23条 慶弔休暇	5
第24条 母性健康管理のための休暇等	5
第25条 妊産婦である女性パート社員の労働時間の取扱い	6
第26条 育児時間	6
第27条 産前・産後休業	6
第28条 生理休暇	6
第29条 軽易業務への転換	6
第30条 育児休業等	6
第31条 介護休業等	7
第5章 退職	7
第32条 退 職	7
第33条 退職手続き	7
第34条 定年退職	7
第6章 解 雇	7
第35条 解 雇	7
第7章 休 職	8
第36条 休 職	8
第37条 休職期間	8
第38条 休職期間中の取扱い	8
第39条 休職期間満了時の手続き	9
第40条 復職の取り消し	9

第8章	服務規律	9
第41条	服務の原則	9
第42条	服務規律	9
第43条	ハラスメントの禁止	11
第44条	私品持込禁止・所持品検査命令	11
第45条	貸与パソコンの私用禁止・モニタリング	12
第46条	携帯電話の利用	12
第47条	SNSの利用	12
第48条	副業・兼業の原則	12
第49条	副業・兼業の範囲	12
第50条	副業・兼業の申請	12
第51条	副業・兼業の制限	12
第52条	内部通報	13
第9章	教 育	13
第53条	教 育	13
第10章	給 与	13
第54条	給与の体系および決定	13
第55条	給与の支払い	13
第56条	賃金控除	13
第57条	通勤手当	14
第58条	割増賃金	14
第59条	賃金の減額	14
第60条	昇 給	14
第61条	賞与の支払い	14
第11章	退 職 金	14
第62条	退職金	14
第63条	退職金共済契約	14
第64条	掛金月額	14
第65条	退職金の額	15
第66条	退職金共済手帳の交付	15
第67条	退職金の支給	15
第68条	退職金の減額または返還	15
第69条	特別退職金	15
第12章	懲 戒	15
第70条	懲戒の種類および程度	15
第71条	譴責、減給、出勤停止および降格の事由	16
第72条	論旨解雇および懲戒解雇の事由	17
第73条	懲戒前出社拒否の措置	19
第74条	弁明の機会	19
第75条	懲戒の軽減	19
第76条	懲戒の加重	19
第13章	安全および衛生	19
第77条	遵守事項	19
第78条	健康診断など	20
第79条	就業禁止	20
第14章	雑 則	20
第80条	災害補償および業務外の傷病扶養	20
第81条	損害賠償	21

パート社員就業規則

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 この規則は、株式会社北翔(以下「会社」という)パート社員の就業に関する事項を定めたものである。
- 2 この規則に定めた事項のほか、パート社員の就業に関する事項は、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(パート社員の定義)

- 第2条 この規則でパート社員とは、第2章の定めるところにより採用された者をいう。

(規則遵守の義務)

- 第3条 会社およびパート社員は、この規則を遵守し、相互に協力して社業の発展と労働条件の向上に努めなければならない。

第2章 採 用

(採 用)

- 第4条 会社は、就職を希望する者の中から選考した者をパート社員として採用する。又、必要に応じて期間を定めて雇い入れることがある。

(試用期間)

- 第5条 新たに採用した者については、採用の日から3カ月間を試用期間とし、個々の契約において定める。ただし、特殊の技能または経験を有する者には試用期間を短縮もしくは設けないことがある。
- 2 試用期間中または試用期間満了の際、引き続きパート社員として勤務させることが不相当と認められた者については、第6章の規定に基づき解雇する。また、引き続きパート社員として勤務をする者については、本人の意思確認を行う。
- 3 試用期間中の者が私傷等の理由で欠勤した場合、またはその他の理由等により本採用の有無の決定をすることが適当でないと会社が判断した場合、本人と話し合いの上、試用期間を延長することがある。

(採用決定者提出書類)

- 第6条 採用された者は、採用後速やかに、次の書類を提出しなければならない。ただし、会社は、その一部の書類の提出を求めないことがある。
- (1) 有効な自動車任意保険の写し、運転免許証の写し
 - (2) 源泉徴収票(有前職者のみ)
 - (3) 雇用保険被保険者証(有前職者、雇用保険該当者のみ)
 - (4) 身元保証書
 - (5) 機密情報保護の誓約書
 - (6) 車両運転の誓約書
 - (7) 健康診断書
 - (8) 個人番号カード表裏面の写しまたは通知カードの写し(パート社員本人分および扶養家族分)

- (9) 業務に関連する資格の写し
 - (10) 通勤経路地図(車通勤の場合)
 - (11) 外国人の場合は、在留カードの写し
- 2 パート社員は、前項の提出書類の記載事項に変更があった場合、会社に対し、変更から2週間以内に届け出しなければならない。

(身元保証)

- 第7条 パート社員のうち、従事する業務内容等を鑑みて会社が必要と判断した場合には身元保証人を選任するよう依頼することがある。
- 2 身元保証人は、経済的に独立した者で会社が適当と認めた者1名とし、父母兄弟またはこれに代わる近親者とする。
 - 3 身元保証の期間は5年とする、なお、会社が特に必要と認めた場合、その身元保証の期間の更新を求めることがある。

(マイナンバーの利用目的)

- 第8条 会社は、取得したパート社員および扶養家族のマイナンバーは、以下の目的で利用する。
- (1) 健康保険・厚生年金保険関係届出事務
 - (2) 雇用保険届出事務
 - (3) 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
 - (4) 国民年金第3号被保険者届出事務
 - (5) 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- 2 会社は、前項の利用目的に変更がある場合は、速やかにパート社員に通知する。

(短時間正社員または通常の正社員への転換)

- 第8条の2 勤続6カ月以上で、本人が転換を希望するパートタイマーについては、短時間正社員または通常の正社員に転換することができる。
- 2 転換時期は、随時とする。
 - 3 転換させるための要件および基準は以下のとおりとする。
 - (1) 短時間正社員への転換の場合は、週30時間以上40時間未満での勤務時間・日数で勤務が可能な者、通常の正社員の場合は、通常の正社員と同様の勤務時間・日数で勤務が可能な者
 - (2) 面接を実施し、会社が認めた者

第3章 勤 務

(就業時間)

- 第9条 パート社員の始業および終業の時刻は次の時間の範囲内で個別の雇用契約書により定める。
- | | |
|----|--------|
| 始業 | 9時00分 |
| 終業 | 18時00分 |
- 2 パート社員の休憩は、1日の就業時間が6時間を超える場合に45分以上、8時間を超える場合に1時間以上与える。

(休 憩)

- 第10条 パート社員は休憩時間を自由に利用することができる。ただし、勤務場所を離れるときはあらかじめ届け出なければならない。

(休日)

第11条 休日は次のとおりとする。

<販売事業部・システム部・総務部>

①毎週土曜日・日曜日

②祝日

③年末年始 1月1日を含む連続7日間

④その他、個別の雇用契約で定めた日および会社が定めた日

<技術事業部>

①毎週日曜日

②祝日

③第2第4第5土曜日

④年末年始 1月1日を含む連続7日間

⑤その他、個別の雇用契約で定めた日および会社が定めた日

<千葉ロジスティクスセンター>

①毎週土曜日

②年末年始 1月1日を含む連続6日間と、12月または1月の営業日より1日のシフト休み

③その他、個別の雇用契約で定めた日および会社が定めた日

2 在宅勤務者の休日は、別に定める「在宅勤務規程」による。

3 法定休日は、1週間における最後の1日の休日とする。1週間の起算日は次のとおりとする。

販売事業部・システム部・総務部・技術事業部 月曜日

千葉ロジスティクスセンター 日曜日

(時間外労働)

第12条 パート正社員に、第9条で定める労働時間を超えて、または前条で定める休日に労働させないことを原則とする。ただし、業務の都合上、パート社員との協議の上、時間外労働および休日労働をさせる場合がある。

(休日勤務)

第13条 業務の性質その他の事由によって必要がある場合においては、第11条の休日に勤務させることがある。休日に勤務させた場合は原則として振替休日を与える。

(出退社)

第14条 パート社員は入社および退社の場合、次の事項を守らなければならない。

(1) 始業時刻までに出勤すること。

(2) 出勤の際は、本人自ら所定の方法により出勤の事実を明示すること。

(3) 退社は工具等を整理格納した後に行う。

(4) 次の各号の1に該当するパート社員に対しては、出勤を禁止し、または退社を命ずることがある。

①風紀秩序をみだし、または衛生上有害と認められる者。

②火気、凶器その他業務に必要でない危険物を携帯する者。

③業務を妨害し、もしくは会社の秩序をみだし、またはそのおそれのある者。

④その他会社が必要ありと認めた者。

(持込持出)

第15条 パート社員は入社および退社の場合において日常携帯品以外の品物を持ち込みまたは持ち出そうとするときは、所属長の許可を受けなければならない。

(欠勤・遅刻)

第16条 パート社員は、欠勤または遅刻しようとするときは、出勤時間前に「スタッフメール」にて届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に申し出る余裕のない場合は、始業時刻までに電話などにより届け出ること。

(早退・外出)

第17条 パート社員は、やむを得ない私用により早退または外出しようとするときは、あらかじめ所属長の許可を受けなければならない。

(公民権行使の時間)

第18条 パート社員が勤務時間中に選挙権の行使、その他公民としての権利を行使するため、あらかじめ申し出た場合は、それに必要な時間を与える。

2 前項の時間または日は、原則として無給とするが、裁判員への参加等であつて、会社が必要と認めるときは、特別休暇（有給）とする場合がある。

第4章 休暇等

(年次有給休暇)

第19条 雇い入れ後6カ月間を経過し、出勤日の8割以上勤務した者については、1週間の所定出勤日に応じて以下のとおりの年次有給休暇を与える。年次有給休暇は付与日から2年間有効とする。なお、他の雇用区分からパート社員に転換した場合、勤続年数は通算する。

付与日数	週所定労働日数	6カ月	1年6カ月	2年6カ月	3年6カ月	4年6カ月	5年6カ月	6年6カ月	以降 1年経過毎
	5日	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	20日
	4日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	15日
	3日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	11日
	2日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	7日
	1日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	3日

- 2 有給休暇は、与えられた日数を年内に消化できるよう計画をたてることとする。また、休暇をとる場合は、事前に申し出て所属長の承認を受けなければならない。
- 3 有給休暇は、パート社員の請求のあったときに与える。ただし、業務の正常な運営をさまたげるような場合には、他の時季（日にち）に変更させることがある。
- 4 年次有給休暇の日については、所定労働時間労働した場合に支払いわれる通常の賃金を支払うものとし、その日は通常の出勤をしたものとして取り扱う。
- 5 年次有給休暇は半日単位で取得することができる。
- 6 付与日に10日間以上の年次有給休暇が付与されるパート社員の場合、年次有給休暇のうち5日間については、会社は、付与日から1年以内に、パート社員の希望を聞いたうえで、あらかじめ時季（日にち）を指定して付与する。ただし、本人が時季（日にち）を指定して取得した日数分については、当該取得し

た日数分を5日から控除するものとする。

(時間単位での年次有給休暇)

- 第20条 会社は、労使協定の定めるところにより、前条の年次有給休暇の日数について、労働基準法の規定に従い、1時間を1単位として年次有給休暇を付与することができる。
- 2 時間単位年休を付与する場合における1日の年次有給休暇に相当する時間数は、1日当たりの所定労働時間数(1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる。)とする。
 - 3 時間単位年休は、前条の付与日から1年間で、5日分を限度として取得することができる。

(長期年次有給休暇の申請手続き)

- 第21条 パート社員は、欠務期間が暦日2週間以上にわたる長期継続の年次有給休暇を申請する場合、指定する最初の休暇日の1カ月前に届け出て、その休暇取得に関し、会社と事前の調整をしなければならない。

(計画年休)

- 第22条 会社は、社員の過半数を代表する者と労働基準法第39条第6項に定められる労使協定を締結し、年次有給休暇のうち5日を越える部分については、その労使協定の定めるところにより計画的に付与するものとする。
- 2 前項の場合、締結した労使協定を就業規則に添付してその一部とし、就業規則に定めのない場合は、当該協定の定める内容によるものとする。

(慶弔休暇)

- 第23条 会社は、試用期間を終了したパート社員に、慶弔等のため、次の慶弔休暇を与える。パート社員がこの休暇を取得する場合は、所定の様式により会社に届けなければならない。
- (1) 従業員が結婚するとき：5労働日
ただし、挙式前日もしくは入籍日を基準日とした1年以内に付与する。
 - (2) 父母、配偶者、子が死亡して喪主のとき：連続5日(休日含む)
同、喪主でないとき：連続3日(休日含む)
 - (3) 祖父母、義父母、血族の兄弟姉妹が死亡して喪主のとき：連続3日(休日含む)
同、喪主でないとき：連続2日(休日含む)
 - (4) 妻が出産するとき：2労働日
 - (5) その他の事情で、会社が認めたとき：会社が認めた日数
- 2 本条に定める労働日の慶弔休暇は有給とする。
 - 3 本条の規定は、状況に応じ、見直しもしくは廃止することがある。

(母性健康管理のための休暇等)

- 第24条 妊娠中または産後1年を経過しない女性社員から、所定労働時間内に、母子保健法に基づく保健指導または健康診査を受けるために、通院休暇の請求があったときは、次の範囲で休暇を与える。ただし、この休暇は無給扱いとする。
- (1) 産前の場合
妊娠23週まで…4週に1回
妊娠24週から35週まで…2週に1回
妊娠36週から出産まで…1週に1回 ただし、医師等がこれと異なる指

示をしたときは、その指示により必要な時間

- (2) 産後(1年以内)の場合…医師等の指示により必要な時間
- 2 妊娠中または産後1年を経過しない女性社員から、保健指導または健康診査に基づき勤務時間等について医師等の指導を受けた旨の申し出があった場合、次の措置を講ずることとする。ただし、不就労時間に対する部分は原則無給とする。
 - (1) 通勤時の混雑を避けるよう指導された場合は、妊娠中の通勤の緩和措置
・1時間以内の時差出勤
 - (2) 休憩時間について指導された場合は妊娠中の休憩措置 休憩回数の増加、休憩時間の延長
 - (3) 妊娠中、出産後の諸症状の発生またはそのおそれがあると指導された場合は、妊娠中、出産後の諸症状に対応する措置 勤務時間の短縮、休業等

(妊産婦である女性パート社員の労働時間の取扱い)

- 第25条 会社は、妊娠中の女性パート社員および産後1年を経過しない女性パート社員(以下「妊産婦である女性パート社員」という。)が請求した場合、時間外労働命令・休日労働・深夜労働はさせないものとする。
- 2 会社は、妊産婦である女性パート社員が請求した場合、緊急災害時等の時間外労働・休日労働はさせないものとする。
 - 3 会社は、妊産婦である女性パート社員が請求した場合、1週について40時間、1日について8時間を越えて労働させないものとする。

(育児時間)

- 第26条 生後満1歳に達しない生児を育てる女性パート社員は、第10条に定める休憩時間のほか、1日2回以上各々30分間、その生児を育てるための時間を請求することができる。
- 2 前項の育児時間は、これを無給とする。

(産前・産後休業)

- 第27条 会社は、6週間(多胎妊婦の場合は14週間)以内に出産する予定の女性パート社員が休業を請求した場合においては、産前休業を認めるものとする。
- 2 会社は、女性パート社員が出産したときは、産後8週間を経過するまで就業させない。
 - 3 前2項の休業は、これを無給とする。

(生理休暇)

- 第28条 生理日の就業が著しく困難な女性パート社員が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させないこととする。
- 2 前項の休暇は、これを無給とする。

(軽易業務への転換)

- 第29条 会社は、妊娠中の女性パート社員が請求する場合においては、他の軽易な業務に転換することとする。ただし、その時点で軽易な業務が存在する場合に限る。
- 2 前項により業務を転換した場合、当該担当業務に応じて賃金を変更することがある。

(育児休業等)

第30条 パート社員のうち、子の養育を必要とする者は、会社に申し出て育児休業等を行うことができる。

- 2 前項に定める育児休業等の対象者、期間、手続き等については、別に定める「育児・介護休業規程」による。
- 3 第1項の休業は、これを無給とする。

(介護休業等)

第31条 パート社員の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は、会社に申し出て介護休業等を行うことができる。

- 2 前項に定める介護休業等の対象者、期間、手続き等については、別に定める「育児・介護休業規程」による。
- 3 第1項の休業は、これを無給とする。

第5章 退職

(退職)

第32条 パート社員が次の各号の1に該当するに到ったときは、その日を退職の日とし、パート社員としての資格を失う。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 期間を定め雇用した者の雇用期間が満了したとき。
- (3) 本人の都合により退職を願い出て会社の承認があったとき。
- (4) 届なく欠勤し、使用者が本人と連絡をとることができない場合で、欠勤開始日以後14暦日を経過したとき。

(退職手続き)

第33条 パート社員が自己都合により退職しようとするときは、少なくとも30日前までには退職願を供えて申し出るようにすること。

- 2 退職願を提出した者は、会社の承認があるまでは従前の業務に服さなければならない。

(定年退職)

第34条 パート社員の定年は満60歳とし、その誕生日をもって当然退職したものとする。

- 2 前項による定年到達者が引き続き勤務を希望した者で、解雇事由または退職事由に該当しない者は、最長65歳まで再雇用するものとする。
- 3 再雇用後の労働契約期間は原則として1年間の有期雇用契約とし、契約満了時に更新希望の有無および解雇事由や退職事由に該当するかどうかを確認した上で最長65歳まで更新する。なお、労働条件等は再雇用時および更新時に個別に決定するものとし、定年以前と同一の職種および労働条件を約束するものではない。
- 4 65歳以降の雇用については、勤務評価・勤務能力を考慮のうえ、引続き勤務を希望するパート社員の中から再雇用をするかを決定する。なお、雇用にあたっては1年間の有期雇用契約を締結し、契約満了時に更新希望の有無および勤務評価・勤務能力等を総合的に判断のうえ、更新するか決定する。

第6章 解雇

(解雇)

- 第35条 会社は、次の各号に掲げる場合にパート社員を予告の上解雇することがある。ただし、試用期間中の者で雇い入れ後14日以内の者はこの限りでない。
- (1) パート社員が身体または精神の障害により、業務に耐えられないと認められる場合。
 - (2) パート社員の就業状況が著しく不良で就業に適しないと認められる場合。
 - (3) 規律性、協調性、責任性を欠くため他の従業員の業務遂行に悪影響を及ぼすと使用者が認めたとき。
 - (4) 試用期間中または試用期間満了時まで、従業員として本採用することが不相当と使用者が認めたとき。
 - (5) その他、会社の都合によりやむを得ない事由がある場合。

第7章 休 職

(休 職)

- 第36条 会社は、パート社員が次の各号の1つに該当するときは、休職を命じることがある。なお、第1号および第2号の場合ならびに第4号の休職事由が業務外の傷病を原因とする場合には、その傷病が休職期間中の療養で治癒する蓋然性が高いものに限る。
- (1) 勤続1年以上のパート社員が、業務外の傷病により欠勤し、欠勤日より1カ月を経過しても、その傷病が治癒しないとき。
 - (2) 業務外の傷病により通常の労務提供ができず、またその回復に一定の期間を要するとき。
 - (3) 業務命令により他社に出向したとき。
 - (4) その他前各号に準ずる事由があり、会社が休職させる必要があると認めたとき。
- 2 前項第1号および第2号の傷病とは、業務外における日常生活においても療養を必要とする傷病をいう。
- 3 パート社員は、傷病による休職期間中は療養に専念しなければならない。
- 4 パート社員は、傷病による休職期間中に会社から病状等の報告を求められた場合は、速やかに応じなければならない。なお、会社から報告を求められた後も一定期間報告がなされない場合は、休職期間が満了したものとする。ただし、会社がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。

(休職期間)

- 第37条 休職期間は、休職事由を考慮の上、次の期間を限度として会社が定める。なお、相互の話し合いによって延長することもある。
- (1) 前条第1項第1号および第2号の事由による場合
勤続満1年以上5年未満の者 : 3カ月
勤続満5年以上の者 : 6カ月
 - (2) 同3号による場合 : 出向期間
 - (3) 同4号による場合 : 会社が定めた期間

(休職期間中の取扱い)

- 第38条 休職期間中の給与は、無給とする。
- 2 休職期間は、原則として勤続年数に算入しない。ただし、第36条第3号の休職事由による場合、勤続年数に算入する。
 - 3 休職期間中における社会保険料等のパート社員が負担すべきものについては、パート社員は会社が指定する日および指定する方法により支払うものとする。

る。

(休職期間満了時の手続き)

第39条 休職期間満了までに休職事由が消滅しない場合、当然退職とする。

- 2 パート社員は、第36条第1号および同2号の休職事由が消滅したとして復職を申し出る場合、または第4号の休職事由が業務外の傷病を原因とするものであって、当該休職事由が消滅したとして復職を申し出る場合には、医師の治癒証明(診断書)を提出しなければならない。
- 3 前項による診断書の提出に際して、会社が診断書を作成した医師に対する面談による事情聴取を求めた場合、パート社員はその実現に協力しなければならない。
- 4 第2項の診断書が提出された場合でも、会社は会社の指定する医師への受診を命じることがある。会社は、パート社員が正当な理由なくこれを拒否した場合、第2項の診断書を休職事由が消滅したか否かの判断材料として採用しないことがある。

(復職の取り消し)

第40条 パート社員が復職後6カ月以内に同一ないし類似の事由により欠勤ないし通常の労務提供をできない状況に至ったときは、復職を取り消し、直ちに休職させる。

- 2 前項の場合の休職期間は、復職前の休職期間の残期間とする。
- 3 前2項の規定は、病気を理由とする普通解雇規定の適用を排除するものではない。

第8章 服務規律

(服務の原則)

第41条 パート社員は、当社の社会的使命を全うするために会社が定める規則および業務上の命令を遵守し、風紀、秩序の維持ならびに能率の向上に努め、互いに人格を尊重し、誠実に事故の職務に専念し、当社の行動理念に沿った行動に努めなければならない。

(服務規律)

第42条 パート社員は、常に次の事項を守り、服務に精励しなければならない。

(1) 行動理念に基づく行動

- ① 《自立と協調と成長》
- ② 《健康管理》
- ③ 《謙虚なこころ》
- ④ 《相互理解への努力》
- ⑤ 《創意工夫》
- ⑥ 《美を求めるこころ》
- ⑦ 《未来への行動》

(2) 社員の就業の仕方および職場の在り方

- ① 勤務時間中は、会社の指揮命令に従い、定められた業務に専念しなければならない。また、あらかじめ許可を得ることなく職場を離れまたは他の者の業務を妨げてはならない。
- ② 始業時刻と同時に業務を開始し、終業後は速やかに退社しなければならない。

- ③遅刻、早退または欠勤をしてはならない。ただし、やむを得ない事由による場合は、あらかじめ会社の許可を受けなければならない。遅刻または欠勤について、緊急やむを得ず事前に許可を受けることができない場合には、事後速やかに会社にその旨を届け出て承認を得なければならない。
 - ④勤務時間中に私用外出または私用面会をしてはならない。ただし、やむを得ない事由による場合は、あらかじめ会社の許可を受けなければならない。
 - ⑤休暇は、所定の手続きにより請求しなければならない。
 - ⑥服装や身だしなみについては、常に清潔に保つことを基本とし、他人に不快感や違和感を与えるようなものとしてはならない。
 - ⑦パート社員としての地位を不正に利用して、自己または第三者の利益を図ってはならない。
 - ⑧職務に関して、取引先等から自己または第三者のために不当な金品の借用または贈与もしくは供応の利益を受けてはならない。
 - ⑨会社敷地内で電熱器等の火器を事前の許可なく使用してはならない。
 - ⑩酒気を帯びて勤務してはならない。
 - ⑪就業時間内は喫煙してはならない。
 - ⑫他の社員、取引先、その他会社関係者に対し、暴行、脅迫、名誉棄損その他これに類似する行為を行ってはならない。
 - ⑬就業時間中または事業場内において、けんか、賭博その他これに類似する行為をしてはならない。
 - ⑭職場の整理整頓に努め、常に清潔を保たなければならない。
 - ⑮社員間で原則として金銭の貸借を行ってはならない。
- (3) 会社財産の管理・保全のための規律
- ①消耗品は常に節約し、会社の施設、車両、事務機器、備品、帳簿類等は丁寧に取り扱い、その保管を厳重にしなければならない。
 - ②業務上車両を使用する場合および業務外で会社所有車両を使用する場合には、交通法規を遵守し、交通事故を起こさないよう注意して運転しなければならない。
 - ③会社の事前の許可なく業務以外の目的で会社の施設、車両、事務機器、商品、備品等を、使用または持ち出してはならない。
 - ④事業場内において事前に許可を受けなければ、演説、集会、文書等の配布・貼付などの行為を行ってはならない。
 - ⑤就業時間中または事業場内において政治活動および宗教活動またはそれに準ずる行為を行ってはならない。就業時間外および事業場外においても、パート社員の地位を利用して他のパート社員または取引先に対してその活動を行ってはならない。
 - ⑥就業時間中または事業場内において事前に許可を受けなければ販売活動またはそれに類似する行為を行ってはならない。就業時間外および事業場外においても、パート社員の地位を利用して他のパート社員または取引先にたいしてその活動を行ってはならない。
- (4) パート社員としての地位・身分による規律
- ①常に品位を保ち、会社の内外を問わず、会社の名誉や信用を毀損する行為をしてはならない。
 - ②公職に立候補または就任する場合には、あらかじめその旨を会社に届け出なければならない。
 - ③会社の内外を問わず、在職中または退職後においても営業秘密のほか、会社業績に影響を及ぼしうる一切の情報で公表されていないものを業務外

の目的で利用し、他に開示、漏えいし、または自社もしくは他社の会社秘密を不正に入手してはならない。

④在職中または退職後においても、取引先、顧客その他関係者および会社役員、パート社員等の個人情報を、利用目的を超えて取り扱い、正当な理由なく開示、漏えいし、または不正に入手してはならない。

⑤業務上必要な報告、届出を怠り、または虚偽報告、届出を行ってはならない。

⑥申告すべき事項および所定の届出事項に変更が生じたときは、速やかにその申告および届出をしなければならない。

(5) その他上記に準ずる事項で会社秩序を乱し、またはそのおそれを発生させてはならない。

(ハラスメントの禁止)

第43条 職場におけるハラスメントは、相手の尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の発揮を妨げ、職場環境を悪化させる行為であることを認識し、パート社員は、常に次の事項を守らなければならない。

(1) セクシュアル・ハラスメントの禁止

①パート社員は、職場において性的言動を行い、それに対する他の社員の対応により、当該社員に対しその労働条件に不利益を与え、または当該社員の就業環境を害してはならない。

②パート社員は、前号の性的言動または類似する形態の行為により、他の社員の有する具体的職務遂行能力の発揮を阻害し、またはそのおそれを発生させてはならない。

(2) パワー・ハラスメントの禁止

①パート社員は、行為の内容の如何を問わず、他の社員に対し、いじめ・嫌がらせ等を行ってはならない。

②パート社員は、教育、指導の目的であっても、他の社員に対し、暴行、脅迫または個人の名誉を毀損する等の言動を行ってはならない。

(3) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの禁止

①パート社員は、他の社員の妊娠・出産・育児休業・介護休業に関する制度や措置の利用等に関し、不利益な取扱いを示唆する、または不快にさせる言動をしてはならない。

②パート社員は、他の社員が妊娠・出産したことによる嫌がらせをしてはならない。

2 会社は、ハラスメントに対する苦情を受け付ける窓口を設置する。会社は相談または苦情を申し出たパート社員のプライバシーに十分配慮し、相談・苦情を申し出たことによる不利益な取扱いは行わない。

3 ハラスメントにあたる行為を行ったパート社員は、本規則に定める懲戒処分の対象とする。

(私品持込禁止・所持品検査命令)

第44条 パート社員は、事業場内に日常携行品以外の私品を持ち込んではない。

2 パート社員が日常携行品以外の私品を事業場内に持ち込み、または会社もしくは顧客の金品を事業場外に持ち出すおそれがある場合、会社はパート社員に対し、所持品の点検または身体検査を求めることがある。パート社員はこの検査を正当な理由なくして拒否してはならない。

(貸与パソコンの私用禁止・モニタリング)

第45条 パート社員は、会社が貸与した電子端末（以下「パソコン」という。）を業務遂行に必要な範囲で使用するものとし、私的に利用してはならない。

- 2 会社は、必要と認める場合には、パート社員に貸与したパソコン内に蓄積されたデータ等を閲覧・監視することができる。

(携帯電話の利用)

第46条 パート社員は、就業時間中に会社の許可なく、個人の携帯電話を私的に利用してはならない。

(SNSの利用)

第47条 パート社員は、会社に許可なく、会社および会社に関連する一切の情報について、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)に記載してはならない。

(副業・兼業の原則)

第48条 パート社員は、所定労働時間外に、副業（本業以外に行う職業であって兼業以外のものをいう。）および兼業（他の事業主に雇用されることまたは役職に就くこと等をいう。以下「副業・兼業」と総称する。）を行おうとするときは、本規定の定めるところによらなければならない。

(副業・兼業の範囲)

第49条 副業・兼業とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。いずれの場合もこの規則に定める職務専念義務に違反することがあってはならない。

- (1) 他の会社等に雇用され、その業務に従事すること。
 - (2) 自ら出版をし、または講演を行うこと。
 - (3) 第三者（法人を含む。）からの依頼に基づき、継続的に業務を請け負うこと。
 - (4) 自ら事業を営むこと。
- 2 所定労働時間内の副業・兼業（インターネットを用いた業務を含む。）は、これを禁止する。ただし、会社の業務運営上、必要な場合はこの限りでない。

(副業・兼業の申請)

第50条 副業・兼業を行うことを希望するパート社員は、あらかじめ「副業・兼業届」を、所属長を経由して会社に提出しなければならない。

- 2 副業・兼業が前条第1項第1号に該当する場合は、勤務先の勤務日、勤務日ごとの始業・終業時刻を会社に届け出なければならない。
- 3 パート社員は、前各項の内容に相違が生じた場合には、速やかにその内容を届け出なければならない。
- 4 会社は、職務専念義務に反する勤務実態が見られた場合など、必要に応じて第49条第1項各号およびその他の活動も含めて実態調査・ヒアリングを行い、副業・兼業として申告を求める。
- 5 パート社員は、副業・兼業を終了した場合には速やかに会社に届け出なければならない。

(副業・兼業の制限)

第51条 副業・兼業が次の各号のいずれかに該当する場合には、会社は、これを禁止し、または制限することができる。

- (1) 副業・兼業が所属する部署の営業日、営業時間中に行われる場合
 - (2) 副業・兼業によりシフトの設定に支障が出る場合
 - (3) 副業・兼業により職務専念義務等に違反し、労務提供上の支障がある場合
 - (4) 競業（同業他社での兼業をいう。）により会社の利益を害する場合
 - (5) 企業秘密の漏えいのおそれがある場合
 - (6) 長時間労働により本人または第三者の生命や健康を害するおそれがある場合
 - (7) 副業・兼業の態様により会社の社会的信用を失墜させる、または信頼関係を破壊するおそれがある場合
- 2 副業・兼業を行うパート社員は、前項各号の趣旨をよく理解し、自ら副業・兼業を行う時間の把握・管理および健康状態の把握・管理を行わなければならない。

（内部通報）

- 第52条 パート社員が、事業の運営に関することで、会社または公共の不利益となる、または損害を与えると推測される情報を知った場合は、直ちにそれを会社に報告するものとする。内部通報窓口は別紙1のとおりとする。
- 2 会社は、パート社員が公共の不利益になる会社の事実を報告したことを理由に、当該社員を不利益に取り扱うことはしない。
 - 3 会社（内部通報の窓口に関与する社員を含む）は、正当な理由がない限り、報告内容に関する情報を開示してはならず、その情報について秘密を保持しなければならない。また、会社（内部通報の窓口に関与する社員を含む）は、正当な理由がない限り、その情報を目的外に使用してはならない。

第9章 教 育

（教 育）

- 第53条 会社は、パート社員の技能知識教養を向上させるため、必要に応じて教育を行い、または外部の教育に参加させることができる。
- 2 会社は、本人からの同意を得た上で、教育の受講等を命じることとする。

第10章 給 与

（給与の体系および決定）

- 第54条 給与の体系は、基本給および通勤手当、割増賃金とし、給与の決定は本人の経歴・人物・能力・技能・年齢等を総合的に判定して時間給をもって定める。

（給与の支払い）

- 第55条 賃金は毎月末日を以て締め切り、翌月10日に支払うものとする。ただし、支払い日が休日に当たる場合は前日に繰り上げて支払う。
- 2 賃金は、本人が指定する本人名義の銀行その他の金融機関口座に振り込んで支払う。

（賃金控除）

- 第56条 支払う賃金から次の各号に掲げるものは控除する。
- (1) 健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料（該当者のみ）
 - (2) 所得税、住民税
 - (3) その他、賃金控除についてパート社員の過半数を代表者との間で書面によ

り協定されたもの

(通勤手当)

第57条 通勤手当は、通勤手段、通勤距離により次のとおり支給する。

- (1) 公共交通機関：1カ月定期券相当額、もしくは1回の切符の額に出勤回数
をかけた金額を支給する。
- (2) 自動車・自転車通勤：住居から会社まで自動車または自転車で通勤する社
員に対して、通勤距離と月の出勤回数によって計算し支給する。

(片道) 0 km ～ 10 km未満	320 円/1 日
10 km ～ 15 km未満	480 円/1 日
15 km以上	800 円/1 日

(割増賃金)

第58条 法定労働時間を超えまたは法定休日に就労した場合には、時間外手当または休
日出勤手当を、深夜に労働した場合には深夜手当を下記に基づき支払いをす
る。

- (1) 時間外手当 時給×1.25×時間外労働時間数
ただし、法定外時間外労働が月60時間を超えた場合は、割増率1.5
- (2) 休日出勤手当 時給×1.35×休日労働時間数
- (3) 深夜手当 時給×0.25×深夜労働時間数

(賃金の減額)

第59条 パート社員が欠勤等(欠勤、遅刻、早退、私用外出)した場合は、その欠勤等
につき日割または時間割計算により算出した額を減額して賃金を支給するもの
とする。

(昇給)

第60条 昇給は会社の業績、本人の能力向上、物価の上昇等を考慮して行う。

(賞与の支払い)

第61条 パート社員に対しては、原則として賞与を支給しない。ただし、会社の業績な
どを鑑み支給することがある。

第11章 退職金

(退職金)

第62条 パート社員が退職し、または解雇されたときはパート社員の状況に応じて退職
金を支給することがある。

- 2 前項の退職金の支給は、会社がパート社員ごとに勤労者退職金共済機構・中小
企業退職金共済事業本部(以下、「機構・中退共本部」という。)との間に退職
金共済契約を締結することにより行うものとする。

(退職金共済契約)

第63条 新たに雇い入れたパート社員のうち、退職金制度の該当者については本採用後
3ヵ月経過した日より機構・中退共本部と退職金共済契約を締結する。

(掛金月額)

第64条 退職金共済契約の月額掛金は、下記表のとおり、パート社員の勤務時間に応じ

た金額とする。

- 2 掛金については会社の経営状況等を鑑み、金額の増減など変更する場合がある。

週の勤務時間	基本掛金月額
～80 時間未満	2,000 円
80 時間以上 100 時間未満	3,000 円
100 時間以上 120 時間未満	4,000 円
120 時間以上 140 時間未満	5,000 円

(退職金の額)

第65条 退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた額とする。

(退職金共済手帳の交付)

第66条 パート社員が退職し、または解雇されたときは、本人(死亡のときはその遺族)に退職金共済手帳を遅滞なく交付する。

(退職金の支給)

第67条 退職金は、パート社員(死亡のときはその遺族)に交付する退職金共済手帳により、機構・中退共本部から支給を受けるものとする。

(退職金の減額または返還)

第68条 パート社員が懲戒解雇された場合、またはパート社員が懲戒解雇相当の事由があるときで普通解雇または諭旨解雇とされた場合は、会社は機構・中退共本部に退職金の減額を申し出ることがある。

- 2 前項の退職金の減額を機構・中退共本部に申し出なかったとき、または自己都合退職後に懲戒解雇相当の事実があったことが明らかとなったときは、会社は既に給付された退職金の全部または一部の返還を求めることができる。
- 3 前項の退職金の返還を求められた者は、これに従わなければならない。

(特別退職金)

第69条 退職したパート社員において、会社に在籍期間中の勤務評価、勤務態度が特に優れていると認められる者に対して、機構・中退共本部からの退職金の他に特別退職金を会社より支給する。

- 2 特別退職金の支給の有無および金額については、取締役が個別に定めるものとする。

第12章 懲 戒

(懲戒の種類および程度)

第70条 懲戒の種類および程度は、以下のとおりとする。

- (1) 譴責
始末書を提出させて、将来を戒める。
- (2) 減給

始末書を提出させて、将来を戒めるとともに賃金を減ずる。

この場合、減給の額は1事案について平均賃金の1日分の半額とし、複数事案については一賃金支払い期間の減給総額が当該賃金支払い期間における賃金総額の10分の1をこえないものとする。ただし、減給総額が当該賃金支払い期間における賃金総額の10分の1を超える部分については、翌月以降の賃金を減ずる。

(3) 出勤停止

始末書を提出させて、将来を戒めるとともに、7労働日以内の期間を定めて出勤を停止し、その期間の賃金は支払いわない。

(4) 降格

始末書を提出させて、将来を戒めるとともに、職位を解任もしくは引き下げる。

(5) 諭旨解雇

懲戒解雇相当の事由がある場合で本人に反省が認められるときは、解雇事由に関し本人に説諭して解雇することがある。諭旨解雇となる者には、その状況を勘案して退職金の一部を支給しないことがある。

(6) 懲戒解雇

予告期間を設けることなく即時解雇する。ただし、労働基準法第20条1項ただし書きの定める解雇予告除外事由がある場合には、解雇予告手当を支給しない。懲戒解雇となる者には、その状況を勘案して退職金の全部または一部を支給しない。

(譴責、減給、出勤停止および降格の事由)

第71条 パート社員が次の各号の1つに該当するときは、その情状に応じ、譴責、減給、出勤停止または降格に処する。

(1) 社員の就業の仕方および職場の在り方の違反

①第42条第2号①(職務専念義務)に違反し、会社の指揮命令に従わず、または勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、業務の運営に支障を生じさせるなど勤務態度が不良な場合

②第42条第2号②(始業・終業時の手続き等)に違反した場合

③第42条第2号③(無断欠勤等の禁止)または同号④(無断私用外出等の禁止)に違反した場合

④第42条第2号⑤(休暇手続き)に違反し、虚偽の申請をした場合

⑤第42条第2号⑥(服装規定)に違反した場合

⑥第42条第2号⑦(地位の不正利用)に違反し、社員としての地位を不正に利用し、自己または第三者の利益を図ろうとし、または図った場合

⑦第42条第2号⑧(火気取締規定)に違反した場合

⑧第42条第2号⑩(酒気帯び禁止)または同号⑪(禁煙)に違反した場合

⑨第42条第2号⑫(暴行、脅迫および名誉毀損等の禁止)に違反した場合、または他の社員、取引先、その他会社関係者に対する暴行・脅迫・名誉毀損以外の行為により職場内の秩序もしくは風紀を乱した場合

⑩第42条第2号⑬(けんか賭博等の禁止)に違反した場合

⑪第42条第2号⑭(整理整頓)に違反し、業務上支障を生じさせた場合

⑫第42条第2号⑮(社員間の金銭貸借の原則禁止)に違反した場合

(2) 会社財産の管理・保全規律違反

①第42条第3号①(会社施設等の取扱規定)に違反し、過失により会社の金銭もしくは物品を紛失し、もしくは盗難に遭い、または故意もしくは

過失により会社の物品を損壊し会社に損害を与えた場合

②第42条第3号②（交通法規の遵守等）に違反し、交通法規違反行為を行った場合

③第42条第3号③（業務目的外使用等の禁止）に違反し、許可なく業務以外の目的で会社の施設、車両、事務機器、商品、備品等を使用し、または持ち出した場合。

④第42条第3号④（演説・集会・文書配布・貼付の事前許可制）、同号⑤（政治活動・宗教活動等の禁止）、または同号⑥（販売活動等の事前許可制）に違反して、演説・集会・文書等の配布・貼付などの行為、政治活動・宗教活動・販売活動またはこれらに準ずる活動を行った場合

(3) パート社員としての地位・身分による規律違反

①第42条第4号①（名誉・信用毀損行為の禁止）に違反し、会社の名誉または信用を毀損する行為をした場合

②第42条第4号②（公職立候補等の届出）に違反し、業務の運営に支障を生じさせた場合

③第42条第4号③（秘密等保持義務）に違反し、または違反しようとした場合

④第42条第4号④（個人情報保護）に違反し、または違反しようとした場合

⑤第42条第4号⑤（報告・届出の懈怠等の禁止）または同号⑥（変更時の届出義務）に違反した場合

⑥第48条、第49条、第50条、第51条（副業・兼業）に違反し、会社に届出なく他に雇い入れられる等の副業・兼業をした場合

(4) 不法行為等

①第43条（ハラスメントの禁止）第1項に違反した場合

②第44条（私品持込禁止・所持品検査命令）に違反した場合

③第45条（貸与パソコンの私用禁止・モニタリング）第1項、第46条（携帯電話の利用）、第47条（SNSの利用）にしばしば違反し、またはこれらに違反し業務の運営に支障を生じさせ会社に損害を与えた場合

④正当な理由なく、会社が命じる時間外労働、休日労働、出張等の業務命令を拒んだ場合

⑤経費の不正な処理をした場合

⑥その他業務上の指示または会社の諸規程に違反した場合

⑦会社外非行行為により会社の名誉・信用を損ない、または会社に損害を及ぼした場合、その他会社外非行行為により会社秩序が乱された場合

⑧その他前各号に準ずる程度の不都合な行為があった場合

（論旨解雇および懲戒解雇の事由）

第72条 パート社員が次の各号の1つに該当するときは、その情状に応じ、論旨解雇または懲戒解雇に処する。ただし、改悛の情が顕著に認められること、過去の勤務成績が良好であったこと等を勘案し、前条の処分にとどめることがある。

(1) パート社員の就業の仕方および職場の在り方の違反

①第42条第2号⑦（地位の不正利用）に違反し、自己または第三者のためにパート社員としての地位を不正に利用し、会社に重大な損害を及ぼした場合

②第42条第2号⑧（不正な利益享受の禁止）に違反し、職務に関し自己または第三者のために金品の供与を受け、不正の利益を得た場合

③第42条第2号⑨（火気取締規定）に違反し、会社に重大な損害を及ぼ

した場合

④第42条第2号⑫（暴行、脅迫および名誉毀損等の禁止）に違反し、他のパート社員、取引先もしくはその他会社関係者に傷害を負わせ、精神的もしくは財産的な損害を被らせ、または職場の秩序もしくは風紀を著しく乱した場合

(2) 会社財産の管理・保全規律違反

①第42条第3号①（会社施設等の取扱規定）に違反し、故意により会社の物品を損壊し、会社に重大な損害を与えた場合

②第42条第3号②（交通法規の遵守等）に違反し、以下の交通法規違反行為または交通事故を起こした場合

a. 酒酔い運転または酒気帯び運転をした場合

b. 交通法規違反をして、人を死亡させまたは重篤な傷害を負わせた場合

③第42条第3号③（業務目的外使用等の禁止）に違反し、会社に重大な損害を与えた場合

(3) パート社員としての地位・身分による規律違反

①第42条第4号①（名誉・信用毀損行為の禁止）に違反し、会社の名誉もしくは信用を著しく毀損する行為をし、または会社に重大な損害を与えた場合

②重大な会社秘密に関し、第42条第4号③（秘密等保持義務）に違反し、もしくは違反しようとし、会社の名誉もしくは信用を毀損し、または会社に損害を与えた場合

③会社の経営に関し真相を歪曲して宣伝流布を行い、もしくは会社に対して不当な誹謗中傷を行うことにより、会社の名誉もしくは信用を毀損し、または会社に損害を与えた場合

④第42条第4号④（個人情報保護）に違反し、または違反しようとし、会社の名誉もしくは信用を毀損し、または会社に損害を与えた場合

⑤第42条第4号⑤（報告・届出の懈怠等の禁止）に違反し、会社に対して重大な損害を与えた場合

⑥第42条第4号⑤（報告・届出の懈怠等の禁止）または同号⑥（変更時の届出義務）に違反し、故意に届出を怠りまたは虚偽の届出をするなどして給与を不正に受給した場合

⑦第48条、第49条、第50条、第51条（副業・兼業）に違反し、会社に届出なく他に雇い入れられる等の副業・兼業をしたことにより、会社の名誉もしくは信用を毀損し、または会社に損害を与えた場合

(4) 不法行為等

①第43条（ハラスメントの禁止）第1項に違反し、他の社員に対し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント行為を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合

②第45条（貸与パソコンの私用禁止・モニタリング）第1項、第46条（携帯電話の利用）、第47条（SNSの利用）に違反し、会社の業務の運営に支障を生じさせ、会社に重大な損害を与えた場合

③労働契約締結時に、最終学歴や職歴等の重大な経歴を偽り、会社の判断を誤らしめた場合

④正当な理由なく、会社が命じる配置転換、職種転換、出向および昇進を拒んだ場合

⑤会社の金銭または物品を窃取、詐欺または横領した場合

⑥公務員等に贈賄行為を行った場合

- ⑦株式等に関して内部者取引（インサイダー取引）を行った場合
- ⑧その他業務上の指示または会社の諸規程に著しく違反した場合で行為態様が悪質な場合
- ⑨会社外非行行為により、会社の名誉・信用を著しく損ない、または会社に重大な損害を及ぼした場合、その他会社秩序が著しく乱された場合でその行為態様が悪質な場合
- ⑩その他前各号に準ずる程度の不都合な行為があった場合

（懲戒前出社拒否の措置）

第73条 パート社員の行為が論旨解雇もしくは懲戒解雇事由に該当またはそのおそれがある場合、調査または審議決定するまでの間、出社を拒否することがある。

- 2 前項の場合、出社拒否の期間は賃金を支給しない。

（弁明の機会）

第74条 論旨解雇または懲戒解雇事由に該当するとして、論旨解雇または懲戒解雇になるおそれがあるパート社員については、原則として事前に弁明の機会を与える。

（懲戒の軽減）

第75条 情状酌量の余地があり、またはパート社員が自らの非違行為が発覚する前に会社に対し自主的に申し出る等改悛の情が明らかに認められる場合は、懲戒を軽減し、または免除することがある。

（懲戒の加重）

第76条 次の各号の事由に該当する場合には、その懲戒を加重する。

- (1) 非違行為の動機もしくは態様が極めて悪質であるときまたは非違行為の結果が極めて重大であるとき
- (2) 非違行為を行ったパート社員が、管理または監督の地位にあるなど役職者であるとき
- (3) 非違行為による会社に及ぼす影響が特に大きいとき

第13章 安全および衛生

（遵守事項）

第77条 パート社員は、安全衛生に関する法令および会社の指示を守り、会社と協力して労働災害の防止に努めなければならない。

- 2 パート社員は、安全衛生の確保のため、特に下記の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 機械設備、工具等の就業前点検を徹底すること。また、異常を認めたときは、速やかに会社に報告し、指示に従うこと。
 - (2) 安全装置を取り外したり、その効力を失わせたりするようなことはしないこと。
 - (3) 保護具の着用が必要な作業については、必ず着用すること。
 - (4) 立入禁止または通行禁止区域には立ち入らないこと。
 - (5) 常に整理整頓に努め、通路、避難口または消火設備のある所に物品を置かないこと。
 - (6) 火災等非常災害の発生を発見したときは、直ちに臨機の措置をとり、会社に報告したうえで、その指示に従うこと。

(健康診断など)

- 第78条 パート社員に対して、就業時間にかかわらず、採用の際および毎年1回以上の健康診断を行う。このほか、特定業務に従事する者に対しては、別途法令で定められた健康診断を行う。なお、健康診断書を提出したときは、採用の際の健康診断を行わないことがある。
- 2 パート社員は、この健康診断の受診を拒否することはできない。
 - 3 健康診断結果の情報は安全配慮義務を果たす関係上、会社が一括して管理を行う。個人に健康診断結果が通知された場合でも、パート社員はその結果を会社へ提出しなければならない。
 - 4 健康診断の結果に異常の所見があった場合には、当該社員は会社の指定する医療機関による再検査を受診しなければならない。なお、再検査の費用については、社員の負担とする。
 - 5 会社が認める正当な理由なく再検査を受診しない場合は、会社は安全配慮義務を果たすために、当該社員との話し合いによって就業禁止の措置をとることがある。
 - 6 健康診断の結果、必要がある場合は、会社は安全配慮義務を果たすため、当該社員との話し合いによって、一定の期間、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮などを行うことがある。
 - 7 第1項の健康診断および第4項の再検査以外にも、会社が指定した社員に健康診断の受診を命じることがある。この場合、パート社員は、会社が認める正当な理由がない限り、これを拒むことはできない。
 - 8 会社は、パート社員の健康確保措置の実施や安全配慮義務を果たすため、社員の合意を得たうえで、社員の健康情報を社外の医師や保健師、栄養士、社会保険労務士、産業カウンセラー等の専門家に提供する場合がある。提供する具体的な目的は以下のとおり。
 - (1) 健康診断やストレスチェックの結果による事後措置の実施、長時間労働者等に対する医師による面接指導の実施
 - (2) 傷病・疾病のある労働者に対する就業上の措置の検討・実施
 - (3) 治療と仕事の両立支援の実施 他

(就業禁止)

- 第79条 パート社員が、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法（感染症法）に定める病等に罹った場合、または出勤させることが不相当と認めた場合は、必要な期間、出勤を禁止することがある。ただし、在宅等で就業が可能な場合は、在宅勤務等を命じることがある。
- 2 パート社員の同居の者が感染症法に定める病等に罹り、またはその疑いのある場合は、直ちに会社へ届け出て、必要な指示を受けなければならない。
 - 3 第1項のほか、出勤させることが不相当と認めた場合は、必要な期間、出勤を禁止することがある。ただし、在宅等で就業が可能な場合は、在宅勤務等を命じることがある。

第14章 雑 則

(災害補償および業務外の傷病扶養)

- 第80条 パート社員が業務上負傷し、または疾病にかかったときは、労働基準法の規定に従って療養補償、休業補償、障害補償を行う。パート社員が業務上負傷し、または疾病にかかり死亡したときは労働基準法の規定に従い遺族補償および葬

祭料を支払いう。

- 2 補償を受けるべき者が同一の事由について労働者災害補償制度保険法によって前項の災害補償に相当する保険給付を受けるべき場合においては、その価額の限度において前項規定を適用しない。

(損害賠償)

- 第81条 パート社員が故意または過失によって会社に損害を与えたときは、その全部または一部の賠償を求めることがある。

付 則

この規則は平成28年6月1日から施行する。
この規則は平成29年9月11日から改定する。
この規則は令和3年4月1日から改定する。
この規則は令和4年2月1日から改定する。
この規則は令和4年5月1日から改定する。
この規則は令和4年12月1日から改定する。
この規則は令和5年7月1日から改定する。
この規則は令和5年10月1日から改定する。
この規則は令和6年2月1日から改定する。
この規則は令和6年9月1日から改定する。

この規則を改廃する場合には、社員代表者の意見を聞いて行う。

別紙1

内部通報窓口

代表取締役 清水誓幸 shimizu@s-hokusyo.com